

審議事項（1）資料

温泉法に基づく許可（掘削）について

大 気 水 質 保 全 課

山梨県環境保全審議会温泉部会の審議結果

(令和6年2月19日付け大水保第2359号諮問事項)

1 山梨県環境保全審議会温泉部会の実施日時等

日 時：令和6年3月6日（水） 午後2時

場 所：山梨県やまなし地域づくり交流センター大会議室

2 審議事項

温泉法に基づく許可（掘削）について

1. リゾートトラスト株式会社（富士吉田市）
2. LAVIDA株式会社（富士河口湖町）

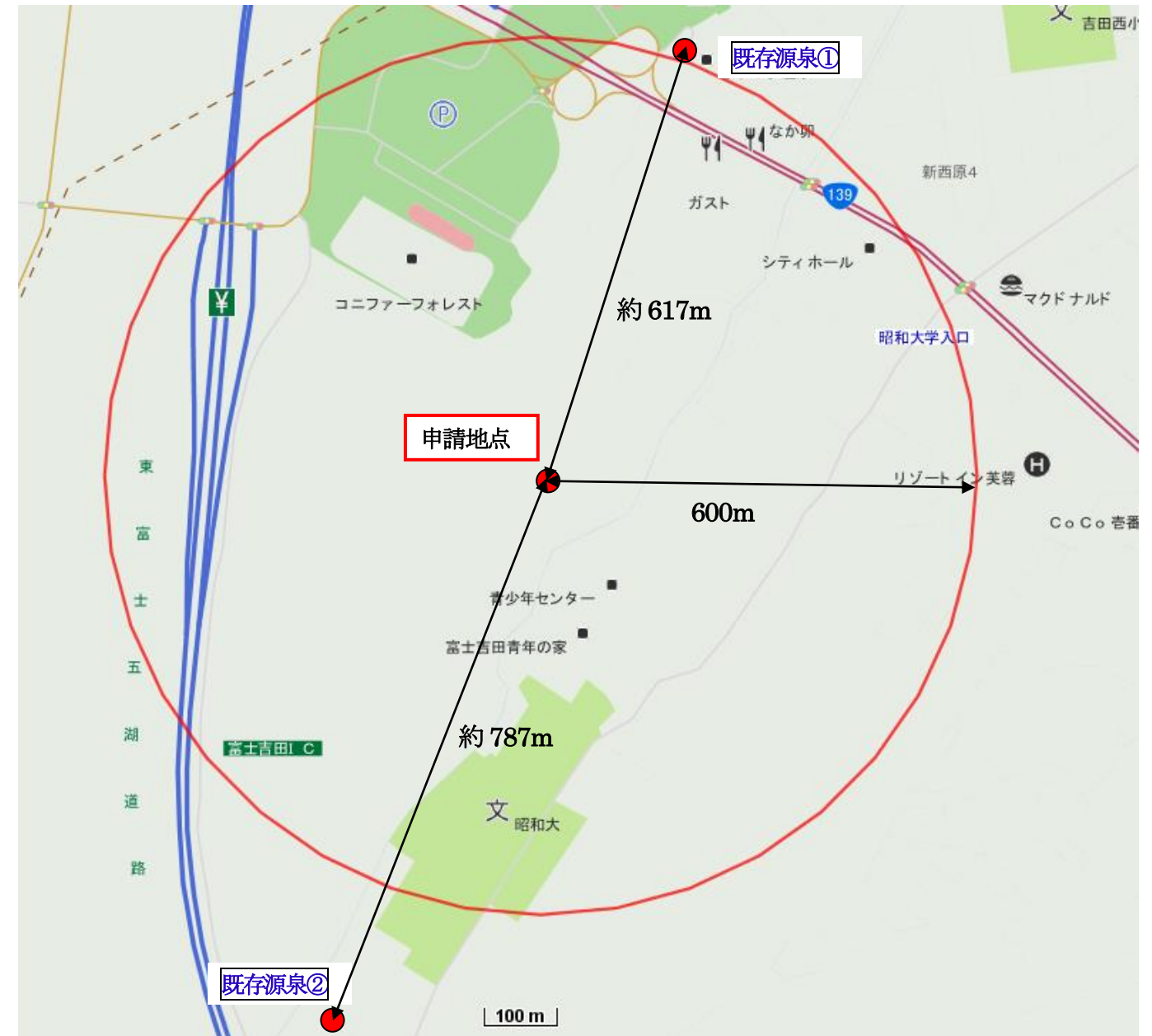
3 審議結果

1. 申請のとおり、土地の掘削を許可することが相当である。
2. 申請のとおり、土地の掘削を許可することが相当である。

議案1 温泉法に基づく掘削許可について【リゾートトラスト株式会社】

申請者	住所	愛知県名古屋市中区東桜2-18-31		
	氏名	リゾートトラスト株式会社 代表取締役 伏見 有貴		
申請内容	目的	建設予定のホテルの浴用に利用		
	利用計画	同上		
	申請地	富士吉田市松山字下水の入1674番		
	地目等	山林		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径 ※()内は深度	(0~100m) 311.2mm	(100~500m) 244.5mm	
		(500~1,000m) 193.7mm	(1,000~1,500m) 142.9mm	
	工事方法	ロータリー工法(ノンコアボーリング・垂直掘削)		
	着工予定時期	令和6年4月15日	完了予定時期	令和7年3月31日
その他	-			
近隣の状況等	○周辺源泉の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地は一般地域 温泉保護対策に関する審議方針：既存源泉から600m以上離れなければならない。 ・右の見取り図のとおり、距離制限である周辺600m内に既存源泉はない。 直近の既存源泉①までは約617m(GPSで計測したデータから算出) 		
	○可燃性天然ガスの発生の可能性について	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書添付の掘削場所の選定理由を記載した資料では、次の理由から可燃性天然ガスの発生の可能性は低いとしている。 <可燃性天然ガスが発生する可能性が低いとしている理由> <ul style="list-style-type: none"> ✓日本のガス油田分布図で炭化水素鉱床の期待できない範囲であるため ✓直近源泉の掘削時に可燃性天然ガスの発生を確認できなかったため ・一方で、可燃性天然ガスが検出される可能性を完全に否定することができないことから、安全面を考慮し、500m以深の掘削では、ガス噴出防止装置を設置することとしている。 		
	○関係自治体からの主な意見(照会先：富士吉田市)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法普通地域であるため、申請が必要な場合は申請を行うこと。 ・騒音規制法・振動規制法による規制地域であるため、特定建設作業を行う場合には必要な届出を行い、規制基準を遵守すること。 ・掘削予定地周辺には民家も見られるため、周知等を行いながら作業をしてもらいたい。 ・富士吉田市の森林整備計画の対象地であるため、伐採等の開発行為を行う際には、森林法に基づく手続きが必要である。 		
	○排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・掘削時の排水は循環利用し、工事終了後に全量を産業廃棄物として処分する。 		

申請地付近の見取り図



(C) ジオテクノロジーズ社

議案2 温泉法に基づく掘削許可について【LAVIDA株式会社】

申請者	住所	南都留郡富士河口湖町河口833番地		
	氏名	LAVIDA株式会社 代表取締役 小林 勇		
申請内容	目的	建設予定のホテルの浴用に利用		
	利用計画	同上		
	申請地	南都留郡富士河口湖町河口字愛宕山2592番1		
	地目等	山林		
	掘削深度	1,500m		
	ゆう出路の口径 ※()内は深度	(0~100m) 311.2mm (100~500m) 244.5mm (500~1,000m) 193.7mm (1,000~1,500m) 142.9mm		
	工事方法	ロータリー式掘削方法(ノンコアボーリング)		
	着工予定時期	令和6年2月20日 ※許可後	完了予定時期	令和7年2月20日
	その他	当該申請地では、令和3年8月31日に、別法人が温泉掘削の許可を取得したが、有効期間内(許可日から2年)に工事が完了せず、許可は失効		
	近隣の状況等	○周辺源泉の状況等		
<ul style="list-style-type: none"> 当該地は一般地域 温泉保護対策に関する審議方針：既存源泉から600m以上離れなければならない。 右の見取り図のとおり、距離制限である周辺600m内に既存源泉はない。 直近の既存源泉①までは約921m 				
○可燃性天然ガスの発生の可能性について				
近隣の状況等	<ul style="list-style-type: none"> 申請書添付の掘削場所の選定理由を記載した資料では、次の理由から可燃性天然ガスの発生の可能性は低いとしている。 <可燃性天然ガスが発生する可能性が低いとしている理由> <ul style="list-style-type: none"> ✓直近の源泉で可燃性天然ガスが検出されていないため ✓掘削予定地の地質は新富士火山噴出物であり、溶岩類が主なものであるため 一方で、可燃性天然ガスが検出される可能性を完全に否定することができないことから、安全面を考慮し、濃度測定を朝・夕の2回実施することとしている(温泉法では1回/日以上)の測定を義務付け)。 			
	○関係自治体からの主な意見(照会先：富士河口湖町)			
	<ul style="list-style-type: none"> 申請地及びその周辺は騒音規制法で規定する第2種区域である。掘削工事に際し、特定建設作業に該当しない作業であっても、敷地境界で85dBを超過しないよう努めること。 富士河口湖町地下水保全条例第3条第1項の規定に基づく許可申請が必要である。 申請地は埋蔵文化財包蔵地「塚越遺跡」の範囲であり、文化財保護法第93条第1項に基づく、埋蔵文化財発掘の届出を提出する必要がある。 			
近隣の状況等	○排水処理			
	掘削時の排水は循環利用し、工事終了後に全量を産業廃棄物として処分する。			

申請地付近の見取り図



(C) ジオテクノロジーズ社